

新しい生活様式に対応した
ビジネス展開支援事業補助金
(団体応援型)

交付要領

霧島市商工観光部 商工振興課

申請書類は市ホームページからダウンロードできます→



1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいる地域経済の回復等を図るため、通り会等組織による感染防止対策及び地域経済の活性化等に向けた取り組みに対して助成します。

2 補助対象者

- (1) 通り会等組織で、以下の要件を満たすもの。
小売業、飲食業その他のサービス業等を営む店舗により一定程度連続した商店街が形成されている通りの事業主等（国分地区及び隼人地区を除く地区においては地域活性化に係る取組等を共同して行っている店舗の事業主等を含む。）で構成されており、規約及び役員体制等が整備され、安定かつ継続した運営がなされていること。
- (2) (1)通り会等組織と民間事業者による共同事業体
- (3) その他市長が認める団体

3 補助対象事業・経費（経費の詳細は別表に記載）

- (1) 感染防止対策に取り組む事業
 - ・ 消毒液やマスク等の衛生用品等を通り会等店舗へ配布する経費
 - ・ 感染防止対策周知に係るノボリ旗、ステッカー等の作成経費
 - ・ 通り会等共同スペースの消毒作業に係る経費 など
- (2) 地域における消費の拡大や売上げの回復その他の地域経済の活性化に向けて取り組む事業
 - ・ 飲食店が取り組むテイクアウト情報等を掲載した広報物の作成経費
 - ・ プレミアム商品券の発行経費
 - ・ 感染症対策を講じながら開催するイベント経費 など
- (3) 通り会等組織による地域の美化又は安全の確保に向けた対策に取り組む事業
 - ※ 「(3) 通り会等組織による地域の美化又は安全の確保に向けた対策に係る事業」は「2 補助対象者」のうち、「(1) 通り会等組織」のみ対象としています。
 - ※ 令和3年2月末日までに支払いが完了した経費が補助対象となります。
 - ※ 国や県等の公的機関から同一事業に対する助成を受ける場合は、当該助成金を除いた額を補助対象経費とします。当該助成金に係る申請書の写しを提出してください。

※ 経費の執行にあたっては、見積書、納品書及び領収書等の事業の遂行に係る経費であることが確認できる書類を整備し、5年間保存しなければなりません。

4 事業実施期間

令和2年4月17日～令和3年2月末日

5 補助金額・補助率（消費税及び地方消費税を除く）

補助対象事業	補助率	補助上限額
(1) 感染防止対策に取り組む事業	10/10	100万円
(2) 地域における消費の拡大や売上げの回復その他の地域経済の活性化に向けて取り組む事業		
(3) 通り会等組織による地域の美化又は安全の確保に向けた対策に係る事業		200万円

6 申請方法

- (1) 以下の申請書類を郵送により提出してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、御理解、御協力をお願いします。
 - ① 交付申請書【第1号様式】
 - ② 事業計画書【第2号様式】
 - ③ 収支予算書【第3号様式】
 - ④ 誓約書【第4号様式】
 - ⑤ 経費の内容がわかる見積書やカタログ、設計書等の写し
※既に実施済みの場合は領収証やカタログ、設計書等の写し
 - ⑥ 直近の総会資料、役員名簿、規約等
 - ⑦ 企画書及び感染防止対策計画書（任意様式）
※イベント等を実施する場合
 - ⑧ 共同事業体構成届出書（任意様式）
※共同事業体が申請する場合
 - ⑨ 国や県等の公的機関から同一事業に対する助成を受ける場合は、当該助成金に係る申請書類等の写し
- (2) 申請内容の確認や補正の依頼をする場合がありますので、申請書類の写しを必ず保管しておいてください。

7 交付決定後のスケジュール

(1) 精算払いとする場合

事業が完了したときは、事業完了日（補助対象経費の支払いまで含む。）から30日以内又は令和3年2月末日のいずれか早い日までに、霧島市新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業補助金（団体応援型）実績報告書【第8号様式】に、以下の書類を添えて提出してください。なお、交付決定日において事業を完了している場合は、交付決定日から30日以内に提出してください。

- ① 事業実績書【第2号様式】
- ② 収支精算書【第3号様式】
- ③ 補助対象経費に係る領収証の写し等
- ④ 補助事業の実施を確認することができる書類
※ 着工前、着工後の写真や備品の写真、納品書等

(2) 概算払いとする場合

交付決定日以後に霧島市新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業補助金（団体応援型）概算払申請書【第11号様式】を提出してください。

事業が完了したときは、事業完了日（補助対象経費の支払いまで含む。）から30日以内又は令和3年2月末日のいずれか早い日までに、霧島市新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業補助金（団体応援型）実績報告書【第8号様式】に、以下の書類を添えて提出してください。

- ① 事業実績書【第2号様式】
- ② 収支精算書【第3号様式】
- ③ 補助対象経費に係る領収証の写し等
- ④ 補助事業の実施を確認することができる書類
※ 着工前、着工後の写真や備品の写真、納品書等

8 交付決定の取り消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが不相当であると認める事情が確認されたとき。

9 計画変更の承認

補助事業の内容を変更しようとするときは、霧島市新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業補助金(団体応援型)変更交付申請書【第6号様式】にて、あらかじめ計画変更の承認を受ける必要があります。

原則として、申請内容の事業を実施することが必要です。決定通知後、申請金額や内容が変更となる場合は、霧島市商工振興課へ必ず事前相談をお願いします。

10 その他

- (1) 申請書類等の返却はいたしません。
- (2) 申請内容については秘密を厳守しますが、特別なノウハウや技術等については、申請者自身の責任において、特許申請や実用新案など法的保護を処置してください。
- (3) 補助事業を実施することにより産業財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。
- (4) 申請者は団体名、事業内容について市ホームページ等に掲載することに同意したものとみなします。
- (5) 同一年度内における当該事業の交付は一補助対象者につき1回限りです。

11 申請

- (1) 申請期限

令和 **2** 年 **10** 月 **30** 日 (金) **※必着**

※ 予算の上限に達した場合、申請期限前に募集を終了することがあります。

- (2) 申請方法

原則として**郵送**

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御理解、御協力をお願いします。

- (3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号 霧島市役所商工振興課

「新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業」担当 宛

1 2 問い合わせ先

霧島市商工観光部 商工振興課

電 話 : 0 9 9 5 - 5 5 - 1 6 0 3

F A X : 0 9 9 5 - 5 5 - 1 5 2 8

E-mail : shou-seisaku@city-kirishima.jp

U R L : <https://www.city-kirishima.jp>

受付時間 : 土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

申請書類は市ホームページからダウンロードできます。 →

